

令和5年12月8日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

(追加)

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月8日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正により本籍地の市区町村以外の市区町村で戸籍証明書等の交付請求等ができるようになることに伴い、本籍地が一宮市以外である者に係る戸籍証明書及び除籍証明書の発行に係る手数料、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料並びに届書等情報の内容の証明書の交付及び内容を表示したものの閲覧に係る手数料を新設するため、本案を提出する。

(13) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき750円

(14) 略

(15) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理若しくは不受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書_____の交付手数料 1通につき350円(婚姻、離

く。)に係る手数料 1件につき400円
(13) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書_____の交付手数料 1通につき750円

(14) 略

(14)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)に係る手数料 1件につき700円

(15) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理若しくは不受理の証明書、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき350円(婚姻、離

